



市内中小企業の利子・保証料を補助します (国東市中小企業設備投資利子補給等補助金)

市内事業所の設備投資で行った借入の利子または保証料を補助します。

(注)補助金は、利子・保証料支払後の振込となります。

対象融資

令和8年1月1日以降に借り入れた以下融資

- ①国東市商工会があっせんするマル経融資
市内金融機関で取り扱う
- ②大分県小口零細企業資金(普通貸付)
- ③大分県小口零細企業資金(個人向け無担保無保証貸付)

補助率

設備融資額 2,000 万円以内の

- 利子 1%相当額
または
- 保証料 (一括払または分納)

対象者

- 市内に事業所を設置している方

補助対象となる 設備投資

- 市内の店舗、工場、倉庫又は事務所の
新設若しくは増改築又は取得
- 市内店舗の機械又は備品の取得 ほか

補助対象融資上限額

利子補助または保証料補助
60万円まで

補助対象期間

- 利子 最長60か月
- 保証料 初回のみ(一括払時)
最長60か月(分納時)

融資申込

- ①の融資
国東市商工会
- ②・③の融資
市内金融機関各支店(大分銀行、豊和銀行、大分県信用組合)

※市への補助金申請は融資申込先(商工会または金融機関)を通じて行います。

上記以外にも諸条件があります。また、補助条件と融資条件は異なります。
融資については融資窓口へ、補助については下記へお問い合わせください。